

文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 改正のあらまし

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準等及び国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正に基づき、保険料率等、基礎賦課限度額、及び保険料の減額対象の拡大等の改定を行う。

- (1) 保険料率等の改定（第15条の4、第15条の12及び第16条の4）
- (2) 基礎賦課限度額の改定（第15条の8及び第19条の2）
- (3) 保険料からの減額改定（第19条の2）
- (4) 保険料の減額対象の拡大（第19条の2）

2 新旧対照表

改正後（案）	現行
目次 第一章～付則（略）	目次 第一章～付則（略）
第一条～第十一条（略）  (結核・精神医療給付金)	第一条～第十一条（略）  (結核・精神医療給付金)
第十二条（略）  2 精神医療給付金は、被保険者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十八条の規定による負担において医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）第一条の二第三号に規定する精神通院医療に限る。）に関する給付を受ける場合であつて、障害者総合支援法施行令 <u>第三十五条第三号</u> 又は第四号に該当する者であるときに支給する。  3（略）  4 結核・精神医療給付金の支給額は、次の各号に定めるものとする。 一（略） 二 精神医療給付金 第二項に規定する場合における自己の負担の額に相当する額。ただし、障害者総合支援法施行令 <u>第三十五条第三号</u> 又は第四号に規定する額を限度とす	第十二条（略）  2 精神医療給付金は、被保険者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十八条の規定による負担において医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）第一条の二第三号に規定する精神通院医療に限る。）に関する給付を受ける場合であつて、障害者総合支援法施行令 <u>第三十五条第一項第三号</u> 又は第四号に該当する者であるときに支給する。  3（略）  4 結核・精神医療給付金の支給額は、次の各号に定めるものとする。 一（略） 二 精神医療給付金 第二項に規定する場合における自己の負担の額に相当する額。ただし、障害者総合支援法施行令 <u>第三十五条第一項第三号</u> 又は第四号に規定する額を限

る。

5～6（略）

第十三条～第十五条の三（略）

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

十五条の四 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 百分の七・二五（一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の六十二に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第二十九条の七第二項第四号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和三十一年厚生省令第五十三号。以下「省令」という。）第三十二条の九に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

二 被保険者均等割 被保険者一人につき 三万九千九百円（一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の三十八に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

第十五条の五～第十五条の七（略）

（基礎賦課限度額）

第十五条の八 第十四条の四又は第十五条の五の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十四条の四の基礎賦課額と第十五条の五の基礎賦課額との合算をいう。第十九条及び第十九条の二において同じ。）は、六十万円を超えることができない。

第十五条の九～第十五条の十一（略）

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第十五条の十二 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおり

度とする。

5～6（略）

第十三条～第十五条の三（略）

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

十五条の四 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 百分の七・三二（一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の六十三に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第二十九条の七第二項第四号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和三十一年厚生省令第五十三号。以下「省令」という。）第三十二条の九に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

二 被保険者均等割 被保険者一人につき 三万九千円（一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の三十七に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

第十五条の五～第十五条の七（略）

（基礎賦課限度額）

第十五条の八 第十四条の四又は第十五条の五の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十四条の四の基礎賦課額と第十五条の五の基礎賦課額との合算をいう。第十九条及び第十九条の二において同じ。）は、五十八万円を超えることができない。

第十五条の九～第十五条の十一（略）

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第十五条の十二 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおり

とする。

- 一 所得割 百分の二・二四（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の百分の六十二に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第二十九条の七第三項第四号ただし書に規定する場合にあつては、省令第三十二条の九の二に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）
- 二 被保険者均等割 被保険者一人につき 一万二千三百円（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の百分の三十八に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

第十五条の十三～第十六条の三 （略）

（介護納付金賦課額の保険料率）

第十六条の四 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- 一 所得割 百分の一・四一（介護納付金賦課総額の百分の五十四に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第二十九条の七第四項第四号ただし書に規定する場合にあつては、省令第三十二条の十に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）
- 二 被保険者均等割 被保険者一人につき 一万五千六百円（介護納付金賦課総額の百分の四十六に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

第十六条の五～第十九条 （略）

（保険料の減額）

とする。

- 一 所得割 百分の二・二二（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の百分の六十三に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第二十九条の七第三項第四号ただし書に規定する場合にあつては、省令第三十二条の九の二に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）
- 二 被保険者均等割 被保険者一人につき 一万二千円（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の百分の三十七に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

第十五条の十三～第十六条の三 （略）

（介護納付金賦課額の保険料率）

第十六条の四 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- 一 所得割 百分の一・三三（介護納付金賦課総額の百分の五十三に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第二十九条の七第四項第四号ただし書に規定する場合にあつては、省令第三十二条の十に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）
- 二 被保険者均等割 被保険者一人につき 一万五千六百円（介護納付金賦課総額の百分の四十七に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

第十六条の五～第十九条 （略）

（保険料の減額）

第十九条の二 次の各号のいずれかに該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第十四条の四又は第十五条の五の基礎賦課額からそれぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十万円を超える場合には、六十万円）及び第十五条の十又は第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が十九万円を超える場合には、十九万円）並びに第十六条の二の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が十六万円を超える場合には、十六万円）の合算額とする。

一 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第三百四十四条の二第一項に規定する総所得金額（同法第三百七十七条の二第一項第二号に規定する青色専従者給与額又は同法第三百十三条第五項に規定する事業専従者控除額については、同条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとし、地方税法第三百四十四条の二第一項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金

第十九条の二 次の各号のいずれかに該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第十四条の四又は第十五条の五の基礎賦課額からそれぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が五十八万円を超える場合には、五十八万円）及び第十五条の十又は第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が十九万円を超える場合には、十九万円）並びに第十六条の二の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が十六万円を超える場合には、十六万円）の合算額とする。

一 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第三百四十四条の二第一項に規定する総所得金額（同法第三百七十七条の二第一項第二号に規定する青色専従者給与額又は同法第三百十三条第五項に規定する事業専従者控除額については、同条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとし、地方税法第三百四十四条の二第一項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金

額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十五項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同条第四項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 二万七千九百三十円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 八千六百十円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 一万九百二十円

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額に、二十八万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生

額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十五項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同条第四項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 二万七千三百円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 八千四百円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 一万九百二十円

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額に、二十七万五千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生

した日とする。) 現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 一万九千九百五十円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 六千五百円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 七千八百円

三 第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百四条の二第二項に規定する金額に、五十一万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 七千九百八十円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 二千四百六十円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 三千百二十円

第十九条の三～第二十九条 (略)

付 則(平成三十一年三月一日条例第号)

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の文京区国民健康保

発生した日とする。) 現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 一万九千五百円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 六千円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 七千八百円

三 第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百四条の二第二項に規定する金額に、五十万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 七千八百円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 二千四百円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 三千百二十円

第十九条の三～第二十九条 (略)

険条例第十五条の四、第十五条の八、第十五条の十二、第十六条の四及び第十九条の二の規定は、平成三十一年度以後の年度分の保険料について適用し、平成三十年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。